



**札幌市健康づくり推進協議会の  
役割拡充と  
これに伴う要綱の改正**

札幌市保健福祉局保健所  
健康企画課

## 協議会の役割

- 現行

「健康さっぽろ21」の**推進**



- 改正後（案）

健康づくり基本計画の**策定から推進、評価**までを一つの協議会で行う。

現 行	改 正 案
<p>札幌市健康づくり推進協議会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を関係機関、関係団体、行政等が協働して支援し、「健康さっぽろ21」を推進していく札幌市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>札幌市健康づくり推進協議会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき定める<b>札幌市健康づくり基本計画</b>（以下「計画」という。）の<b>策定、推進、評価等</b>を行うために設置する<b>札幌市健康づくり推進協議会</b>（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

## 改正点① 協議事項

### ● 現行

「健康さっぽろ21」の  
普及啓発、支援体制



### ● 改正案（追加）

計画の策定、推進、評価  
普及啓発

## 改正点① 協議事項

現 行	改 正 案
<p>(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 「健康さっぽろ21」の<b>普及啓発</b>に関すること。</p> <p>(2) 「健康さっぽろ21」の<b>支援体制</b>に関すること。</p> <p>(3) 地域保健・職域保健の連携推進に関すること。</p> <p>(4) その他「健康さっぽろ21」及び地域・職域保健の推進に関すること。</p>	<p>(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 計画の<b>策定、推進及び評価</b>に関すること。</p> <p>(2) 計画の<b>普及啓発</b>に関すること。</p> <p>(3) 地域保健・職域保健の連携推進に関すること。</p> <p>(4) その他札幌市の健康づくり施策に関すること。</p>

## 改正点② 委員等

### • 現行

学識経験者や団体推薦など  
定員 35 名以内



### • 改正案

市民公募を加えることができる  
定員 40 名以内

## 改正点② 委員等

現 行	改 正 案
<p>(委員等) 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者 35名以内をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 保健医療関係団体の代表者 (3) 健康保険団体の代表者 (4) 職域保健関係団体の代表者 (5) 教育関係団体の代表者 (6) 市民団体の代表者 (7) 地域の代表者 (8) その他健康づくりの推進に必要と認める者</p> <p>2 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。</p> <p>3 会長及び副会長は、互選による。</p> <p>4 委員の任期は2年とする。ただし、補充による場合の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>(委員等) 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者 40名以内をもって構成する。</p> <p>(1) } (2) } (3) } 現行どおり (4) } (5) } (6) } (7) } (8) その他計画の推進に必要と認める者</p> <p>2 委員は公募によることができる。</p> <p>3 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充することができる。</p> <p>4 委員の任期は2年とする。ただし、補充による場合の任期は前任者の残任期間とする。</p>

### 改正点③ 会議の定足数

- 現行  
なし



- 改正案  
会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない

### 改正点③ 会議の定足数

現 行	改 正 案
<p>(会議の招集等) 第4条 会議は会長が招集し、会議の議長となる。 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。</p>	<p>(会議) 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は会長の決するところによる。 4 会議は公開とする。ただし、会長が非公開とすることが適当と認めるときは、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。</p>

## 改正点④ 意見の聴取

- 現行  
なし



- 改正案  
必要時には、委員以外の者の出席を認め、説明や意見を聴取することができる

## 改正点④ 意見の聴取

現 行	改 正 案
(なし)	(意見の聴取) 第6条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認めることができる。 2 前項の規定により出席を認められた者は、会議において意見を述べるすることができる。

## 改正点⑤ 謝礼

- 現行  
明記なし



- 改正案  
計画の策定等協議内容の増加に伴い、謝礼を支給。  
金額は、附属機関に準ずる。

## 改正点⑤ 謝礼

現 行	改 正 案
(なし)	(謝礼) 第9条 協議会又は部会の会議 に出席した委員に対して、札 幌市特別職の職員の給与に関 する条例（昭和26年条例第28 号）別表中「その他の附属 機関の委員」に定める報 酬日額を支給する。

## 協議会の役割拡充と要綱改正

### • 役割

計画の策定から推進、評価まで

### • 改正のポイント

- ①協議事項：策定、推進、評価等
- ②委員等：市民公募委員の参加、定員増員
- ③会議の定足数：委員の半数以上の出席
- ④意見の聴取：委員以外の者の出席と  
意見聴取が可能
- ⑤謝礼：協議内容の増加に伴い謝礼を支給